

令和6年度教育旅行視察・研修助成 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育旅行を実施する旅行会社(旅行業法(昭和27年法律第239号)および旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)の規定による第一種旅行業または第二種旅行業の登録を有する者をいう。以下同じ。)の担当者および学校関係者が行う、福井県内の観光素材や宿泊施設、観光施設等の視察または自社の研修において本県での研修を組み込んだ場合に対し、公益社団法人福井県観光連盟(以下「連盟」という。)が、助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条

【視察助成の対象となる条件】

旅行会社、学校関係者(同行を含む)が本県への新たな教育旅行のルートを検討・造成するために行う視察で、「学び旅」掲載の観光素材または体験を1つ以上含む旅程。

【研修助成の対象となる条件】

各旅行会社が実施する北陸・福井への研修旅行で、「学び旅」掲載の観光素材または体験を2つ以上含む旅程。

【視察助成及び研修助成の対象となる共通条件】

- ・ 福井県内の宿泊施設に1泊以上すること。
- ・ 視察・研修先が福井県を含む複数の都道府県にわたる場合、助成の対象は、福井県に係る部分を原則とする。発地から全行程で社用車などを利用する場合は助成対象としない。
- ・ 対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められる場合は、助成の対象としない。

(助成額)

第3条 福井県での視察または研修に要する費用のうち、本県への交通費および宿泊費相当額の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て、1人あたり25,000円上限)を助成する。

2 助成は1回につき10人までとする。

3 教育旅行視察・研修助成金は、連盟の予算の範囲内で交付する。

4 バス利用の場合、交通費の一人当たりの助成額については、バス経費の総額を参加者数で除したもの(100円未満は切り捨て)とする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、連盟に助成金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の申請は、視察を開始する15日前(15日前が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに提出すること。申請前に行われた視察・研修については、助成の対象としない。

(交付の決定)

第5条 前項の申請があった場合、連盟はその内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定する。

(実績報告)

第6条 申請者は、令和7年3月14日までに視察を完了し、第7条に定める実績報告を提出すること。視察・研修が完了した場合、14日以内または令和7年3月17日のいずれか早い日までに、助成事業の成果を記載した実績報告書兼請求書(様式第2号)に関係書類を添えて、連盟に提出しなければならない。

(助成金の検査、額の確定および交付)

第7条 申請者から前条の実績報告書兼請求書の提出があった場合、連盟は検査を行い、適当と認めるときは、申請者に額の確定通知を行い、30日以内に助成金を支払うこととする。

(遂行状況の報告)

第8条 連盟は、交付決定を受けた者に対し、必要があると認める場合、助成事業の遂行の状況を報告させることとする。

2 前項の報告の結果、連盟が、視察・研修が助成の要件を満たしていない、または視察の実施が困難であると認める場合は、交付決定を取り消すこととする。

(交付決定の取消)

第9条 連盟は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、または助成の要件を満たしていないことが判明した場合は、交付決定を取り消す。

2 前項の交付決定の取消しがあった場合、既に連盟が旅行会社または学校に支払った助成金については、旅行会社または学校はこれを連盟に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、連盟が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。